

上市町水道料金等検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 上市町水道事業の健全な運営を確保するため、適正な水道料金のあり方を含めた経営戦略について検討を行うことを目的として、上市町水道料金等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 水道料金に関すること。
- (2) その他水道事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会の構成は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、有識者等から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該検討が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が不在のとき若しくは欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて町長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年2月 25 日から施行する。